

岩手県告示第298号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定に基づき、同項に規定する事務所登録等事務を行わせる者を次のとおり指定した。

平成28年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定した者の名称及び住所
 - (1) 名称 一般社団法人岩手県建築士事務所協会
 - (2) 住所 盛岡市名須川町18番16号
- 2 事務所登録等事務を行う事務所の所在地 盛岡市名須川町18番16号
- 3 事務所登録等事務の開始の日 平成28年4月1日